

株 主 各 位

大阪市北区梅田2丁目6番20号  
パシフィックマークス西梅田5階  
C h a t w o r k 株式会社  
代表取締役兼社長執行役員CEO 山本正喜

## 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会の開催について慎重に検討いたしました結果、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、規模を大幅に縮小し、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、書面によって議決権を行使できますので、感染リスクを避けるため、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木曜日）午後7時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会当日は、ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットライブ中継を行います。株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目4番1号  
芝パークビルB館地下1階「AP浜松町」D・E・Fルーム  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第18期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。

◎カメラやスマートフォン、携帯電話等による会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.chatwork.com/ja/ir/>) に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.chatwork.com/ja/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

事業説明会 開催のご案内	定時株主総会の終了後、引き続き株主総会会場におきまして、当社の事業内容についてのご理解を深めていただくことを目的とした「事業説明会」を開催いたします。 なお、定時株主総会同様、ご自宅でもご覧いただけるようインターネットライブ中継を行いますので、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化の影響が強く、企業収益の減少や雇用情勢の悪化等、先行き不透明な状況が続いております。一方で、新型コロナウイルス感染症対策に伴うテレワーク需要増加を背景に、デジタルトランスフォーメーション(DX)に関連するシステム投資が、一層注目を集めております。

このような環境の中、当社は「働くをもっと楽しく、創造的に」というミッションのもと、人生の大半を過ごすことになる「働く」という時間において、ただ生活の糧を得るためだけではなく、1人でも多くの方がより楽しく、自由な創造性を存分に発揮できる社会を実現することを目指し、仕事の効率化や新しく創造的な働き方を実現する製品やサービスの開発・提供に取り組んでおります。

当連結会計年度は、主力のChatworkセグメントの拡販に努める一方で、新たな機能のリリース等、計画に沿った開発にも注力しました。また、当社の長期ビジョンであるビジネス版スーパーアプリの実現に向けたサービス拡張を目的として、Chatworkストレージテクノロジー株式会社を連結子会社化しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,372,285千円、営業損失は688,084千円、経常損失は705,114千円、親会社株主に帰属する当期純損失は696,188千円となりました。

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### (Chatworkセグメント)

Chatworkセグメントは、引き続き主力サービスである「Chatwork」の利点を訴求し、新たな機能追加と顧客の開拓に努めました。以上の結果、売上高は3,153,280千円となりました。

なお、当セグメントが当社グループの主力事業であり、本社機能も含めて各間接費の全てが当セグメントの維持・拡大のために費やされていることから、間接費の全額を当セグメントにおける費用として計上しております。

(セキュリティセグメント)

セキュリティセグメントにつきましては、引き続き当社としては積極的な事業拡大を行わない方針としております。その結果、売上高は219,005千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、4,145千円であります。主な内訳は、業務等で使用するパソコン等の購入2,125千円であります。

なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかなっております。

(3) 資金調達の状況

海外募集により新株式を発行し、これにより2,001,737千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

SaaS市場は、技術進歩が非常に速く、また同市場が拡大する中で提供されるサービスも多様化しております。こうしたサービスには大規模な設備投資が不要であり、導入コストの削減とスピーディーな導入が可能となることから、注目を集めている市場であります。

このような市場環境を受け、当社グループの主力サービス「Chatwork」に関連するビジネスチャットツールの市場規模は拡大していくものと予想されますが、一方で、競合他社との競争は激しさを増すものと認識しております。当社グループは、ビジネスチャット市場において、事業成長を図りつつ、競合他社との差別化を推進するとともに、収益性の向上に取り組み、企業価値を継続的に拡大させる方針であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2018年度 第15期	2019年度 第16期	2020年度 第17期	2021年度 (当連結会計年度) 第18期
売 上 高	(千円)	1,301,836	1,815,079	2,424,339	3,372,285
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△110,800	61,421	208,206	△696,188
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	△3.08	1.70	5.66	△18.72
総 資 産	(千円)	995,430	2,008,982	2,535,066	5,168,034
純 資 産	(千円)	529,051	1,478,473	1,790,222	3,402,962

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式を除いた株式数に基づき算出しております。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。
3. 第15期、第16期及び第17期の親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失については、当社単体の当期純利益又は当期純損失を記載しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はございません。

### ②重要な子会社の状況

(2021年12月31日現在)

会社名	住所	資本金	当社の議決権比率	主要なサービス内容
Chatworkストレージテクノロジー株式会社	東京都新宿区	56,000千円	51%	クラウドストレージ事業

(注) 2021年7月1日付でChatworkストレージテクノロジー株式会社の株式51%を取得し、連結子会社といたしました。

## (7) 主要な事業内容

事業	主要製品
Chatworkセグメント	Chatwork
セキュリティセグメント	ESET

## (8) 主要な営業所

(2021年12月31日現在)

名称	所在地
本店 (大阪オフィス)	大阪府大阪市北区梅田2-6-20-5F
東京オフィス	東京都港区芝公園3-4-30-7F
台湾駐在所	台北市中山區南京東路2段150號10樓

(9) 従業員の状況

(2021年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
251名	—	33.8歳	2.8年

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金額(千円)
株式会社三井住友銀行	467,500

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	120,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	39,425,840株
(3) 株主数		12,845名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社EC studioホールディングス	20,530,400 株	52.07%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDE C SECURITIES/UCITS ASSETS	1,665,000 株	4.22%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J PRD AC ISG (FE-AC)	1,563,335 株	3.97%
山 本 正 喜	1,473,874 株	3.74%
山 口 勝 幸	981,397 株	2.49%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	847,000 株	2.15%
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	751,900 株	1.91%
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	716,600 株	1.82%
GMO Venture Partners4 投資事業有限責任組合	573,900 株	1.46%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	555,800 株	1.41%

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	22,104株	3名
社外取締役	2,170株	1名

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	区分及び 保有者数	新株予約権 1個当たり の発行価額	新株予約権 1個当たり の行使価額	新株 予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	権利行使期間
第1回新株予約権 (2017年2月22日)	監査役1名	無償	50,000円	338個	普通株式 67,600株	自2017年3月1日 至2027年2月28日
第3回新株予約権 (2018年3月27日)	取締役3名	無償	50,000円	3,680個	普通株式 736,000株	自2018年3月27日 至2028年3月26日
第4回新株予約権 (2018年12月18日)	取締役3名	無償	50,000円	500個	普通株式 100,000株	自2018年12月18日 至2028年12月17日

(注) 当社は、2019年5月22日開催の取締役会決議により、2019年6月19日付で普通株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はございません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏名	職名及び重要な兼職の状況
代表取締役兼 社長執行役員	山本正喜	CEO
取締役兼 副社長執行役員	山口勝幸	COO
取締役兼 執行役員	井上直樹	CFO
取締役	宮坂友大	Capital T合同会社 代表社員
常勤監査役	菅井毅	—
監査役	山田啓之	Axella総合会計事務所代表 Unipos株式会社監査役 株式会社カオナビ監査役 株式会社QDレーザ取締役監査等委員
監査役	村田雅幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社スマレジ監査役 株式会社リグア取締役

- (注) 1. 宮坂友大氏は、2021年3月26日開催の第17期定時株主総会において新たに選任され、同日付で就任しました。
2. 取締役宮坂友大氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役菅井毅、山田啓之及び村田雅幸の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役菅井毅氏は、金融機関や事業会社等での長年の経験により、コーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメントへの豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。
5. 監査役山田啓之氏は、税理士として長年活躍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役村田雅幸氏は、大阪証券取引所及び東京証券取引所での長年の経験により、資本市場の求めるガバナンス体制や経営管理体制への豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。
7. 当社は、取締役宮坂友大、監査役菅井毅、山田啓之及び村田雅幸の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

8. 当社では、迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は6名であり、取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

氏名	職名
春日重俊	執行役員CTO兼プロダクト本部長
西尾知一	執行役員CHRO兼ピープル&ブランド本部長
福田升二	執行役員CSO兼ビジネス本部長

- (2) 当事業年度中に辞任した取締役

該当事項はありません。

- (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

- (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

- ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

なお、取締役の報酬体系は、固定報酬と変動報酬（短期的な業績連動報酬及び中長期的な株主価値に連動する株式報酬）からなり、短期的な業績連動報酬は年次の予算計画に対する達成率との連動、中長期的な株主価値に連動する株式報酬は、株主価値と連動する形で設定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年2月20日開催の第11期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、

2021年3月26日開催の第17期定時株主総会において、株式報酬の額を年額120,000千円以内（うち社外取締役分は年額200,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年2月20日開催の第11期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

本社の取締役の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役兼社長執行役員CEOである山本正喜がその具体的内容について委任を受け、これを決定する権限を有するものとしております。代表取締役兼社長執行役員CEOである山本正喜は、取締役会からの委任を受け、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

なお、これらの権限を委任した理由は、代表取締役兼社長執行役員CEOである山本正喜は、各取締役の業務執行状況全般を把握しており、総合的に取締役の評価を実施できると判断したためであります。

### ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	93,740 千円 (5,248 千円)	60,693 千円 (2,250 千円)	33,046 千円 (2,998 千円)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,400 千円 (14,400 千円)	14,400 千円 (14,400 千円)	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	108,140 千円 (19,648 千円)	75,093 千円 (16,650 千円)	33,046 千円 (2,998 千円)	7 (4)

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	宮坂友大	Capital T合同会社 代表社員	重要な取引その他の関係はございません。
社外監査役	菅井毅	—	—
社外監査役	山田啓之	Axella総合会計事務所代表 Unipos株式会社監査役 株式会社カオナビ監査役 株式会社QDレーザ取締役監査等委員	重要な取引その他の関係はございません。
社外監査役	村田雅幸	パブリックゲート合同会社代表社員 株式会社スマレジ監査役 株式会社リグア取締役	重要な取引その他の関係はございません。

### ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況 並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮坂友大	当事業年度に開催された取締役会のうち、取締役に就任後に開催された13回のすべてに出席しました。企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
社外監査役	菅井毅	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回のすべてに出席しました。長年の事業会社での経験から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言、提言を行っております。
社外監査役	山田啓之	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会14回のすべてに出席しました。税理士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言、提言を行っております。
社外監査役	村田雅幸	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会14回のすべてに出席しました。証券取引所での豊富な経験と幅広い見識から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適法性・妥当性を確認するための助言、提言を行っております。

## (6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

ません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当期に係る会計監査人としての報酬等の額 32,500千円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 37,237千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、「収益認識基準に関する会計基準」の適用による会計方針に関する助言・指導についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の附議事項とすることを取締役会へ請求いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しています。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として企業理念及び社内規程を定めるとともに内容について役職員に浸透を図る。
- ii 監査役は「監査役監査規程」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
- iii 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社グループの規程に適合していることを確認の上、代表取締役社長に報告する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i 当社グループは、取締役の職務執行に関する重要な情報・決定事項等を法令及び社内規程に従い、適切に保存、管理する。
- ii 取締役及び監査役は必要に応じてこれらの保存情報を閲覧することができる。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社グループはコーポレートリスクの適切な把握を目的として、取締役会または他の会議体にて当社グループとして管理すべきリスク項目の洗い出しと、継続的な状況確認を実施する。
- ii なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 当社グループは毎月1回の定例取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ii 当社グループは規程にて各組織の業務分掌並びに職位に応じた職務権限を定めるとともに、当該規程に従って担当役員及び各組織長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。

#### ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実

#### 効性確保に関する事項

- i 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
- ii 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
- iii 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。

#### ⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

- i 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、または、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- ii 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- iii 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役社長等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

#### ⑦監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に必要な費用は、会社が実費を負担する。

#### ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者及び会計監査人を含む外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- ii 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- i 当社グループは、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを社内規程に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- ii 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①取締役会において、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべて出席いたしました。
- ②監査役は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び内部監査担当者、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査担当者は、内部監査活動計画に基づき、当社グループの各部門の業務執行の監査、内部統制監査を行いました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,033,692	流 動 負 債	1,360,728
現 金 及 び 預 金	3,200,053	未 払 金	447,048
売 掛 金	312,115	未 払 費 用	93,002
貯 蔵 品	6,316	未 払 法 人 税 等	23,276
前 払 費 用	446,392	未 払 消 費 税 等	16,494
預 け 金	68,914	前 受 金	649,262
そ の 他 流 動 資 産	310	預 り 金	2,711
貸 倒 引 当 金	△411	従 業 員 預 り 金	26,901
固 定 資 産	1,134,342	1年内返済予定の長期借入金	102,000
有 形 固 定 資 産	45,414	そ の 他 流 動 負 債	31
建 物	33,151	固 定 負 債	404,343
工 具、器 具 及 び 備 品	12,262	長 期 借 入 金	365,500
無 形 固 定 資 産	906,769	繰 延 税 金 負 債	38,843
ソ フ ト ウ ェ ア	181,898	負 債 合 計	1,765,072
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	290,233	( 純 資 産 の 部 )	
電 話 加 入 権	69	株 主 資 本	3,325,394
の れ ん	318,894	資 本 金	2,525,611
顧 客 関 連 資 産	115,673	資 本 剰 余 金	2,511,471
投 資 そ の 他 の 資 産	182,158	利 益 剰 余 金	△1,711,645
投 資 有 価 証 券	66,078	自 己 株 式	△42
敷 金 及 び 保 証 金	78,262	非 支 配 株 主 持 分	77,567
長 期 前 払 費 用	37,817	純 資 産 合 計	3,402,962
資 産 合 計	5,168,034	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,168,034

# 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,372,285
売上原価	993,543
売上総利益	2,378,741
販売費及び一般管理費	3,066,826
営業損失	△688,084
営業外収益	
受取利息	16
為替差益	1,419
雑収入	277
営業外費用	
支払利息	2,097
株式交付費	15,447
投資事業組合運用損	543
雑損失	655
経常損失	△705,114
特別利益	
固定資産売却益	638
税金等調整前当期純損失	△704,476
法人税、住民税及び事業税	5,971
法人税等調整額	△2,044
当期純損失	△708,403
非支配株主に帰属する当期純損失	△12,215
親会社株主に帰属する当期純損失	△696,188

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,409,930	1,395,790	△1,015,456	△42	1,790,222
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,115,680	1,115,680			2,231,360
親会社株主に 帰属する当期純損失			△696,188		△696,188
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	1,115,680	1,115,680	△696,188	—	1,535,172
当期末残高	2,525,611	2,511,471	△1,711,645	△42	3,325,394

(単位：千円)

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	—	1,790,222
連結会計年度中の変動額		
新株の発行		2,231,360
親会社株主に 帰属する当期純損失		△696,188
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	77,567	77,567
連結会計年度中の変動額合計	77,567	1,612,740
当期末残高	77,567	3,402,962

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,882,330	流動負債	1,317,799
現金及び預金	3,123,948	未払金	412,870
売掛金	248,292	未払費用	88,435
貯蔵品	6,316	未払法人税等	23,131
前払費用	429,540	未払消費税等	13,935
預け金	68,914	前受金	647,834
その他流動資産	5,317	預り金	2,659
固定資産	1,165,755	従業員預り金	26,901
有形固定資産	45,152	1年内返済予定の長期借入金	102,000
建物	33,151	その他流動負債	31
工具、器具及び備品	12,001	固定負債	365,500
無形固定資産	422,594	長期借入金	365,500
ソフトウェア	136,141	負債合計	1,683,299
ソフトウェア仮勘定	286,383	(純資産の部)	
電話加入権	69	株主資本	3,364,786
投資その他の資産	698,008	資本金	2,525,611
投資有価証券	66,078	資本剰余金	2,511,471
関係会社株式	515,850	資本準備金	2,511,471
敷金及び保証金	78,262	利益剰余金	△1,672,253
長期前払費用	37,817	利益準備金	3,535
資産合計	5,048,085	その他利益剰余金	△1,675,788
		繰越利益剰余金	△1,675,788
		自己株式	△42
		純資産合計	3,364,786
		負債・純資産合計	5,048,085

# 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,193,482
売上原価	887,099
売上総利益	2,306,383
販売費及び一般管理費	2,940,962
営業損失	△634,578
営業外収益	
受取利息	16
為替差益	1,419
雑収入	277
営業外費用	
支払利息	2,097
株式交付費	15,447
投資事業組合運用損	543
雑損失	655
経常損失	△651,608
特別利益	
固定資産売却益	638
税引前当期純損失	△650,970
法人税・住民税及び事業税	5,826
当期純損失	△656,797

# 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,409,930	1,395,790	1,395,790
事業年度中の変動額			
新株の発行	1,115,680	1,115,680	1,115,680
当期純損失			
事業年度中の変動額 合計	1,115,680	1,115,680	1,115,680
当期末残高	2,525,611	2,511,471	2,511,471

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	3,535	△1,018,991	△1,015,456	△42	1,790,222	1,790,222
事業年度中の変動額						
新株の発行					2,231,360	2,231,360
当期純損失		△656,797	△656,797		△656,797	△656,797
事業年度中の変動額 合計	—	△656,797	△656,797	—	1,574,563	1,574,563
当期末残高	3,535	△1,675,788	△1,672,253	△42	3,364,786	3,364,786

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

Chatwork株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 山 太 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Chatwork株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Chatwork株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

Chatwork株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 山 太 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Chatwork株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月10日

Chatwork株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	菅 井 毅	Ⓔ
(社外監査役)		
監 査 役	山 田 啓 之	Ⓔ
(社外監査役)		
監 査 役	村 田 雅 幸	Ⓔ
(社外監査役)		

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社の事業領域の拡大または事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）において、事業の目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13. (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>14. (条文省略)</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13. (現行どおり)</p> <p>14. <u>電気通信事業法に定める電気通信事業</u></p> <p>15. <u>インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバその他の電気通信設備及びこれらの周辺機器を顧客に利用させる業務</u></p> <p>16. <u>福利厚生サービス業</u></p> <p>17. <u>インターネットを活用した情報提供サービス業</u></p> <p>18. <u>不動産の売買・交換・賃借及びその仲介並びに所有・管理及び利用</u></p> <p>19. <u>マーケティングに関する事業</u></p> <p>20. <u>有料職業紹介業</u></p> <p>21. <u>市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業</u></p> <p>22. <u>損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務及び生命保険契約の締結の媒介</u></p> <p>23. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の規定の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制強化のため、取締役を増員したく、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じま  
す。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満  
了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ふくだ しょうじ 福田 升二 (1980年1月29日生)	2004年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2013年1月 株式会社エス・エム・エス入社 2018年7月 同社執行役員就任 2019年1月 当社社外取締役就任 2020年4月 当社入社 執行役員兼事業推進本部長就任 2020年7月 当社執行役員CSO兼ビジネス本部長就任(現任) 2020年9月 Nintホールディングス株式会社社外取締役就任(現任) 2021年7月 Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社代表取締役就任(現任)  (重要な兼職の状況) Nintホールディングス株式会社社外取締役 Chatworkストレージテクノロジーズ株式会社代表取締役	56,693株

- (注) 1. 福田升二氏は、新任の候補者であります。  
 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 福田升二氏は過去に当社の社外取締役であったことがあります。  
 4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役になされた場合には候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、候補者の任期途中である2022年11月22日に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年2月20日開催の当社第11期定時株主総会において、年額200,000千円以内（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすること、また、当該報酬額とは別枠として、2021年3月26日開催の当社第17期定時株主総会において、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として設定することにつき、ご承認いただき、今日にいたっております。

今般、当社は、当社の取締役に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることと致したいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を、年額100,000千円以内（うち社外取締役は年額20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式は、一定期間継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として譲渡制限を解除する「譲渡制限付株式Ⅰ」と、中期経営計画の業績目標の達成度等によって譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数が決定される「譲渡制限付株式Ⅱ」の二種類で構成されます。

また、本制度は、中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進するものであり、その内容は相当であると考えております。

なお、現在の当社の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案（取締役1名選任の件）のご承認が得られた場合には、取締役5名（うち社外取締役1名）となります。

## 記

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行及び処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記

3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数116,000株（うち社外取締役23,200株）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」という。）こと。

## (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を当然に無償で取得すること。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得すること。

## (3) 譲渡制限の解除

### ① 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

### ② 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式のうち、当社の中期経営計画の業績目標である売上高成長率等の達成度やその他の指標について当社取締役会においてあらかじめ設定した業績目標の達成度に応じて、本割当株式の全部又は一部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

## (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会。）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除すること。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除

された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得すること。

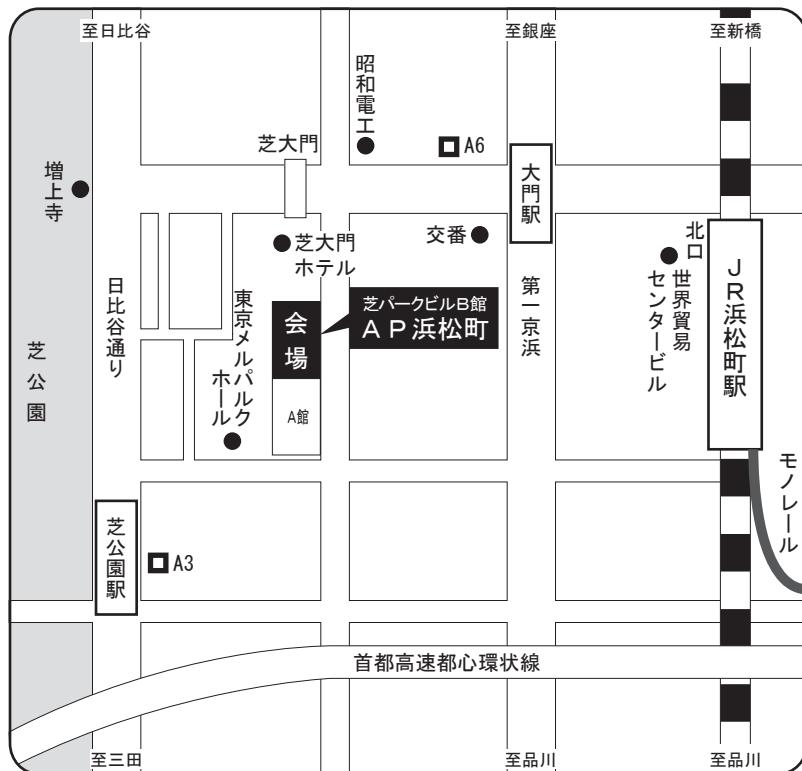
(ご参考)

当社は、本株主総会の終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務していない執行役員及び一部の使用人に対して導入する予定です。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目4番1号  
芝パークビルB館地下1階  
「A P 浜松町」D・E・Fルーム



## 最寄駅

都営地下鉄 浅草線・大江戸線 大門駅（A6出口）より徒歩3分

都営地下鉄 三田線 芝公園駅（A3出口）より徒歩3分

J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅（北口）より徒歩7分

※当会場には専用駐車場がございませんので、  
ご了承のほどお願い申し上げます。